

## あきる野市社会福祉協議会がおこなう福祉有償運送について

### 1 はじめに

福祉有償運送とは、平成18年10月に施行された改正道路運送法第79条に規定されているもので、営業ナンバーを要しない自家用車を有償運送事業者として登録する場合は、運営協議会（多摩地区においては、広域で組織する多摩地域福祉有償運送運営協議会を設置）の協議（決定）を得た後、国土交通省へ届け出ることが必要であります。（3年ごとの更新）

また、福祉有償運送は、営利を目的としていると認められない妥当な範囲であることが条件とされており、利用料金は「タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること」が目安となっています。

### 2 あきる野市社会福祉協議会における福祉有償運送について（事業名「移送サービス」）

あきる野市社会福祉協議会では、平成5年、当時の秋川市社会福祉協議会にてこの事業に取り組み、法が整備された現在も登録事業者として運行しています。利用料金は、1時間800円で、そのうち700円を運転協力員に支払っています。利用料金の計算方法は、運転協力員が事務所にカギを借りて来てからカギを返すまでとしており、運行の範囲は、概ね半径20キロ程度としています。（**独自に設定**）

また、車両は、秋川事務所に5台（車いす対応のスロープ式3台、シートリフト式2台）、五日市事務所に2台（スロープ式、シートリフト式各1台）の計7台が配備されています。

### 3 利用対象者と利用の範囲について

福祉有償運送の対象となる人は、「公共の交通機関を利用することができない人」を原則としています。ここで言う「公共の交通機関」とは、電車やバスだけでなく、タクシーも含まれるため、いわゆる「元気な方」は基本的に利用することができません。ただし、要介護認定や身体障害者手帳の有無は問いません。

また、現在、あきる野市社会福祉協議会では、利用の範囲を「通院」をメインとし、その回数を超えない範囲として「買い物」や「社会参加」を可能としています。（**独自に設定**）

### 4 財 源

平成30年度の事業費は10,574,000円であり、そのうち45%を社会福祉協議会の自己財源で賄い、22%が利用料収入、残り33%があきる野市からの補助金です。

また、車両は、社会福祉協議会が事務支援をするチャリティゴルフ大会実行委員会からの寄付車両であり、概ね2年に1回（1台）、年式の古い車両から入れ替えがおこなわれています。

## 5 利用実績

昨年度と今年度上半期の利用実績は次のとおりです。

- (1) 平成29年度の延べ利用者数 623人 (月平均 51.9人)
- (2) 平成29年度の延べ利用回数 2,469回 (同 205.8回)
- (3) 平成29年度の延べ利用時間 2,837時間 (同 236.4時間)
- (4) 平成30年度上半期利用実績 月平均59.6人、同271.8回

## 6 運行上の問題点

### (1) 運転協力員の高齢化と人員の確保

現在、運行を担う運転協力員は21人(職員を除く)であり、そのうち10人が70歳を超えています。さらに、75歳を超えている方が5人いるため、運営協議会においても運転協力員の高齢化が指摘されています。

また、運転協力員となるためには、施行規則に基づく運転者講習の受講が必須です。

なお、現在も毎年1~2人程度、新たに運転協力員の応募がありますが、同程度、協力員を辞めていくため、人員の確保が必要です。

### (2) 安定した財源

先に書いたとおり、利用料金は、タクシー料金の概ね1/2と決まっているため、利用料金ですべての運営費を賄うことは困難です。今後も安定した運行をおこなっていくためには、安定した財源の確保が必要です。

### (3) 利用の範囲

先に書いたとおり、現在、あきる野市社会福祉協議会では、車両台数および運転協力員の人員確保の観点から「通院」を主たる目的として独自に設定し車両を運行しています。今後、「買い物」や「社会参加」も主たる目的として利用を可能にした場合、車両が人員の確保が必要になります。

また、現在、あきる野市社会福祉協議会が許可を得ているのは単独乗車(利用者1人に対し、運転協力員1人。ただし、家族等が同乗することは可能)であり、複数乗車はできません。(複数乗車は、あらためて運営協議会にて協議・許可が必要)

平成30年10月16日

社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会  
生活支援課 榊原秀明